

## アスベストの事前調査結果報告の厳格化について

すでに、令和4年4月から**一定規模・金額以上**の解体工事・改修工事について工事対象の建材にアスベスト（石綿）が含有されているかを労働基準監督署と各自治体に報告（事前調査結果報告）することが義務化されています。さらに**令和5年10月より厳格化**され、アスベストの事前調査をするのに**建築物石綿含有建材調査者**が行うことが必要となりました。

※上記の一定規模・金額以上とは下記の通りです。

- 建物の床面積が80㎡以上
- 工事金額の合計が税込100万円以上



### アスベストはいつから使用禁止？

アスベスト（石綿）が人の健康に被害をもたらす危険があるとわかり、昭和35年に国が「じん肺法」を施行し、アスベストによる健康被害の解決に向けた取り組みを開始しました。その後段階的に使用を禁止し、**平成18年9月から建材に0.1%を超える石綿含有製品の使用を全面禁止**となりました。

### アスベスト事前調査の方法

アスベスト事前調査の方法としては**書面調査**と**目視確認**があります。アスベスト含有の有無が不明な場合は、**分析**を行うことが義務づけられています。必要箇所の建材をサンプリングし、分析会社に分析を依頼します。尚アスベストが含有されているものと**みなして分析調査を省略**することも可能です。分析調査を何検体するかによって分析調査費用が変わってきますが、分析結果次第でアスベスト含有が無しとなればアスベスト除去作業が不要となり工事費が安くなる場合もあります。検体数は調査会社と相談の上決定します。

### アスベスト含有が有りの場合どうなる？

事前調査の結果、アスベスト含有が有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。法令に基づく措置とは、適正な石綿飛散防止措置、ばく露防止措置（呼吸用保護具等）となります。

### まとめ

アスベストの事前調査の報告を怠ると30万円以下の罰金、アスベスト除去などの措置義務に違反すると3カ月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。施主にも違反が発生すれば**発注者責任が問われる可能性があります**。今後は解体工事等を行う場合、解体費用の金額チェックだけでなく、アスベスト事前調査の実施・適正な措置の実施についても確認が必要です。